

議案第 1 号

監査委員の選任について

下記の者を那須町監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 那須塩原市方京

氏 名 吉 田 健 一 郎

令和 8 年 8 月 31 日提出

那須町長 平 山 幸 宏

議案第 2 号

教育委員会教育長の任命について

下記の者を那須町教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 那須町大字寺子乙

氏 名 平 久 井 好 一

令和 8 年 8 月 31 日提出

那須町長 平 山 幸 宏

議案第 3 号

教育委員会委員の任命について

下記の者を那須町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 那須町大字大畑

氏 名 菊地 昭一

令和 8 年 8 月 31 日提出

那須町長 平山 幸宏

議案第 4 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を那須町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 那須町大字芦野

氏 名 伊 藤 晴 康

令和 8 年 8 月 31 日提出

那須町長 平 山 幸 宏

議案第 5 号

那須町の議会の議員及び長の選挙における電磁的記録式
投票機を用いて行う投票に関する条例の制定について

那須町の議会の議員及び長の選挙における電磁的記録式投票機を用い
て行う投票に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 8 月 3 1 日 提出

那須町長 平 山 幸 宏

那須町の議会の議員及び長の選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成13年法律第147号。以下「法」という。)

第3条第1項及び第5条の規定に基づき、那須町の議会の議員及び長の選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関し必要な事項を定めるものとする。

(電磁的記録式投票機による投票)

第2条 那須町の議会の議員及び長の選挙における投票(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第47条、第49条並びに第50条第3項及び第5項の規定による投票を除く。))は、法第3条第1項の規定により電磁的記録式投票機を用いて行うものとする。

(電磁的記録式投票機における候補者の氏名及び党派別の表示方法)

第3条 電磁的記録式投票機における公職の候補者の氏名及び党派別(以下「候補者の氏名等」という。)の表示は、次に掲げる方法のうち那須町選挙管理委員会(以下「委員会」という。)が指定するいずれかの方法によるものとする。

- (1) 電磁的記録式投票機の画面その他の候補者の氏名等を表示する部分(以下「画面等」という。)に全ての候補者の氏名等を同時に表示させる方法
- (2) 画面等に表示された五十音の中から、電磁的記録式投票機を操作して選択した音で始まる氏名の候補者の氏名等を画面等に同時に表示させる方法
- (3) 選挙人がペン型の入力装置を用いて画面等に入力した内容を電磁的記録式投票機に認識させ、認識された内容に近似する文字列に近似する氏名の候補者の氏名等を画面等に同時に表示させる方法
- (4) 候補者の氏名等を、電磁的記録式投票機を操作することにより連続的に画面等に順次表示させる方法
- (5) 数名ごとに分割した候補者の氏名等を、電磁的記録式投票機を操作することにより表示を切り替えて画面等に順次表示させる方法

2 候補者等の氏名等を画面等に表示する順序は、公職選挙法第175条第3項の規定によるくじで定める順序によるものとする。ただし、前項第2号又は第3号に規定する方法で2以上の候補者の氏名等を同時に表示させる場合の当該表示の順序は、当該2以上の候補者

の氏名等のうち、この項本文のくじで定める順序が早いものから順に表示する順序によるものとする。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後、その期日を告示される那須町の議会の議員及び長の選挙から適用する。

議案第 6 号

那須町住宅整備基金条例の制定について

那須町住宅整備基金条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

那須町長 平 山 幸 宏

那須町住宅整備基金条例

(設置)

第1条 町営住宅、定住促進住宅及び地域優良賃貸住宅の維持管理、施設整備等に要する費用に充てるため、那須町住宅整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなくてはならない。

2 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益及び基金を原資とする事業によって発生する収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する事業の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理処分に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 号

那須町税条例の一部を改正する条例について

那須町税条例(昭和 2 9 年条例第 3 1 号)の一部を次のように改正するものとする。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

那須町長 平 山 幸 宏

那須町税条例の一部を改正する条例

那須町税条例(昭和29年条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
那須町税条例 昭和29年11月3日 条例第31号 第1条～第141条 (略) (入湯税の課税免除) 第142条 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。 (1) 及び(2) (略) (3) <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)</u>の児童、生徒、学生及び引率者で、当該学校が主催する修学旅行その他の学習指導要領における学校行事であると認められるもので、学校又は学年単位として実施されるものに参加しているもの (4) (略) 第143条及び第144条 (略) (入湯税の特別徴収の手続) 第145条 (略) 2 (略) 3 第1項の特別徴収義務者は、毎月<u>末日</u>までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を町長に提出し、及びこの納入金を納入書によって納入しなければならない。 第146条及び第147条～第151条 (略)	那須町税条例 昭和29年11月3日 条例第31号 第1条～第141条 (略) (入湯税の課税免除) 第142条 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。 (1) 及び(2) (略) (3) <u>修学旅行の中学校及び高等学校の生徒及び林間学校の生徒</u> (4) (略) 第143条及び第144条 (略) (入湯税の特別徴収の手続) 第145条 (略) 2 (略) 3 第1項の特別徴収義務者は、毎月<u>15日</u>までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を町長に提出し、及びこの納入金を納入書によって納入しなければならない。 第146条及び第147条～第151条 (略)

附 則 第1条～第25条 (略)	附 則 第1条～第25条 (略)
--------------------------------	--------------------------------

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(申告納入期限に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の第145条第3項の規定は、令和8年10月1日以後の入湯に係る入湯税の申告納入について適用し、同日前の入湯に係る入湯税の申告納入については、なお従前の例による。

議案第 8 号

那須町公民館条例の一部を改正する条例について

那須町公民館条例（昭和 4 3 年条例第 2 4 号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

那須町長 平 山 幸 宏

那須町公民館条例の一部を改正する条例

那須町公民館条例(昭和43年条例第24号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
那須町公民館条例 昭和43年6月25日 条例第24号 那須町公民館条例(昭和29年条例第24号) の全部を改正する。 第1条 (略) 第2条 公民館の名称及び所在地は、次のとおりとする。 (1) <u>名称 那須町公民館</u> (2) <u>所在地 那須町大字寺子乙2567番地10</u> (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) 第3条 前条に規定する<u>公民館</u>に<u>館長その他必要な職員</u>を置く。 (削る) (削る) (削る) (削る)	那須町公民館条例 昭和43年6月25日 条例第24号 那須町公民館条例(昭和29年条例第24号) の全部を改正する。 第1条 (略) 第2条 公民館の名称及び所在地は、次のとおりとする。 (新設) (新設) (1) <u>那須町立中央公民館(大字寺子乙2, 567番地10)</u> (2) <u>那須町立那須公民館(大字寺子乙2, 567番地10)</u> (3) <u>那須町立芦野公民館(大字芦野1, 867番地1)</u> (4) <u>那須町立伊王野公民館(大字伊王野1, 440番地)</u> (5) <u>那須町立高原公民館(大字湯本199番地14)</u> 第3条 前条に規定する<u>各公民館に次の職員</u>を置く。 (1) <u>館長</u> (2) <u>副館長</u> (3) <u>主事</u> 第4条 <u>館長及び副館長の任期は2カ年とし、</u>

<u>第4条</u> 社会教育法第29条第1項に規定する那須町公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を<u>那須町公民館</u>に置き、同法第30条第2項に規定する定数は、15名以内とする。 2 (略) <u>第5条</u> (略) <u>第6条</u> (略) 附 則 1 (略) 2 改正前の那須町公民館条例により選任された職員及び公民館運営審議会委員については、この条例により改正された改正後の那須町公民館条例(以下「改正後の条例」という。)の規定により選任されたものとみなし改正後の条例<u>第4条</u>及び<u>第5条</u>の規定を適用する。	<u>再任を妨げない。</u> <u>第5条</u> 社会教育法第29条第1項に規定する那須町公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を<u>那須町立那須公民館</u>に置き、同法第30条第2項に規定する定数は、15名以内とする。 2 (略) <u>第6条</u> (略) <u>第7条</u> (略) 附 則 1 (略) 2 改正前の那須町公民館条例により選任された職員及び公民館運営審議会委員については、この条例により改正された改正後の那須町公民館条例(以下「改正後の条例」という。)の規定により選任されたものとみなし改正後の条例<u>第5条</u>及び<u>第7条</u>の規定を適用する。
---	---

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

議案第 9 号

那須町保育園条例の一部を改正する条例について

那須町保育園条例(昭和 2 9 年条例第 2 0 号)の一部を次のように改正するものとする。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

那須町長 平 山 幸 宏

那須町保育園条例の一部を改正する条例

那須町保育園条例(昭和29年条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
那須町保育園条例 昭和29年11月3日 条例第20号 (趣旨) 第1条 (略) (設置) 第2条 保育園の名称、位置及び <u>認可定員</u> は、 次のとおりとする。			那須町保育園条例 昭和29年11月3日 条例第20号 (趣旨) 第1条 (略) (設置) 第2条 保育園の名称、位置及び <u>定員</u> は、 次のとおりとする。		
名称	位置	<u>認可 定員</u>	名称	位置	<u>定員</u> ――
黒田原第1保育園	大字寺子丙71番地4	140人	黒田原第1保育園	大字寺子丙71番地4	140人
(削る)	(削る)	(削る)	黒田原第2保育園	大字寺子丙719番地3	80人
伊王野保育園	大字伊王野1564番地	90人	伊王野保育園	大字伊王野1564番地	90人
千振保育園	大字豊原丙4928番地	60人	千振保育園	大字豊原丙4928番地	60人
第3条及び第4条 (略) 附 則 (略)			第3条及び第4条 (略) 附 則 (略)		

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

議案第 1 0 号

那須町水道給水条例の一部を改正する条例について

那須町水道給水条例（平成 1 0 年条例第 1 8 号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

那須町長 平 山 幸 宏

那須町水道給水条例の一部を改正する条例

那須町水道給水条例(平成10年条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
那須町水道給水条例 平成10年3月20日 条例第18号 那須町水道給水条例(昭和34年条例第4号)の全部を改正する。 目次 第1章 総則(第1条—第4条) 第2章 給水装置の工事及び費用(第5条—第15条) 第3章 給水(第16条—第24条) 第4章 料金及び加入金等(第25条—第36条) 第5章 管理(第37条—第43条) 第6章 貯水槽水道(第44条—第45条) 第7章 補則(第46条) 附則 第1章 総則 第1条～第4条 (略) (削る)	那須町水道給水条例 平成10年3月20日 条例第18号 那須町水道給水条例(昭和34年条例第4号)の全部を改正する。 目次 第1章 総則(第1条—第5条) 第2章 給水装置の工事及び費用(第6条—第16条) 第3章 給水(第17条—第25条) 第4章 料金及び加入金等(第26条—第37条) 第5章 管理(第38条—第44条) 第6章 貯水槽水道(第44条の2・第44条の3) 第7章 補則(第45条) 附則 第1章 総則 第1条～第4条 (略) (専用給水装置の用途別) 第5条 専用給水装置における給水の用途別は、次のとおりとする。 (1) 家事用 一般家庭用に使用するもの (2) 営業用 各種の営業又は事業の用に使用するもの (3) 団体用 官公署、学校等の団体の用に使用するもの (4) 娯楽用 噴水、池泉、その他庭園等

第2章 給水装置の工事及び費用 (給水装置の新設等の申込) 第5条 (略) (給水装置の新設申込の保留) 第6条 (略) (開発等の事前協議) 第7条 (略) (新設等の費用負担) 第8条 (略) (工事の施行) 第9条 (略) (給水管及び給水用具の指定) 第10条 (略) (工事費の算出方法)) 第11条 (略) (工事費の予納) 第12条 (略) (工事申込の取消) 第13条 (略) (給水装置の変更等の工事) 第14条 (略) (第三者の異議についての責任) 第15条 (略) 第3章 給水 (給水の原則) 第16条 (略) (給水契約の申込) 第17条 (略) (管理人の選定) 第18条 (略)	<u>の娯楽の用に使用するもの</u> (5) <u>特別用 前各号のほか臨時又は特別に使用するもの</u> 第2章 給水装置の工事及び費用 (給水装置の新設等の申込) 第6条 (略) (給水装置の新設申込の保留) 第7条 (略) (開発等の事前協議) 第8条 (略) (新設等の費用負担) 第9条 (略) (工事の施行) 第10条 (略) (給水管及び給水用具の指定) 第11条 (略) (工事費の算出方法)) 第12条 (略) (工事費の予納) 第13条 (略) (工事申込の取消) 第14条 (略) (給水装置の変更等の工事) 第15条 (略) (第三者の異議についての責任) 第16条 (略) 第3章 給水 (給水の原則) 第17条 (略) (給水契約の申込) 第18条 (略) (管理人の選定) 第19条 (略)
---	--

(メーターの設置)				(メーターの設置)			
<u>第19条</u> (略)				<u>第20条</u> (略)			
(メーターの貸与)				(メーターの貸与)			
<u>第20条</u> (略)				<u>第21条</u> (略)			
(水道の使用、変更等の届出)				(水道の使用、変更等の届出)			
<u>第21条</u> 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。				<u>第22条</u> 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。			
(1) (略)				(1) (略)			
(削る)				<u>(2) 用途を変更するとき。</u>			
<u>(2)</u> (略)				<u>(3)</u> (略)			
<u>(3)</u> (略)				<u>(4)</u> (略)			
2 (略)				2 (略)			
(消火栓の使用)				(消火栓の使用)			
<u>第22条</u> (略)				<u>第23条</u> (略)			
(水道使用者等の管理上の責任)				(水道使用者等の管理上の責任)			
<u>第23条</u> (略)				<u>第24条</u> (略)			
(給水装置及び水質の検査)				(給水装置及び水質の検査)			
<u>第24条</u> (略)				<u>第25条</u> (略)			
第4章 料金及び加入金等				第4章 料金及び加入金等			
(料金の支払義務)				(料金の支払義務)			
<u>第25条</u> (略)				<u>第26条</u> (略)			
(料金)				(料金及びメーター使用料)			
<u>第26条</u> 料金は、1月につき次に定める基本料金と超過料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。				<u>第27条</u> 料金及びメーター使用料は、次の区分による			
				。この場合において、			
				料金及びメーター使用料の合計額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。			
				(新設)			
口径	基本料金		超過料金1				
	水量(m ³)	金額(円)	m ³ につき				
			(円)				
13mm	10	1,900	200				
20mm		2,100					

<u>25mm</u>	<u>4, 200</u>
<u>30mm</u>	<u>6, 000</u>
<u>40mm</u>	<u>10, 700</u>
<u>50mm</u>	<u>16, 800</u>
<u>75mm</u>	<u>31, 600</u>
<u>100mm</u>	<u>56, 200</u>

(削る)

(1) 料金は、次の表に定める基本料金と超過料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。

種別	基本料金(1箇月につき)		超過料金
	水量(m³)	料金(円)	1m³につき(円)
家事用	<u>10</u>	<u>1, 600</u>	<u>170</u>
営業用	<u>10</u>	<u>1, 600</u>	<u>180</u>
団体用	<u>10</u>	<u>1, 600</u>	<u>180</u>
娯楽用	<u>10</u>	<u>1, 600</u>	<u>180</u>
特別用	<u>10</u>	<u>1, 600</u>	<u>180</u>

(削る)

(2) メーター使用料(1個1箇月につき)は、次に掲げる額に100分の110を乗じて得た額とする。

口径13ミリメートル 80円

口径20ミリメートル 90円

口径25ミリメートル 100円

口径30ミリメートル 320円

口径40ミリメートル 370円

口径50ミリメートル 2, 400円

口径75ミリメートル 3, 000円

口径100ミリメートル 6, 400円

(料金の算定)

第27条 (略)

(使用水量_____の認定)

第28条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、使用水量_____を認定する。

(料金の算定)

第28条 (略)

(使用水量及び用途の認定)

第29条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、使用水量及び用途を認定する。

(1)及び(2) (略) (削る) (3) (略) (特別な場合における料金の算定)	(1)及び(2) (略) <u>(3) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。</u> <u>(4) (略)</u> (特別な場合における料金の算定)				
<u>第29条</u> 月の中途において水道の使用を開始し、又は中止、休止等したときの料金は、次のとおりとする。 (1)及び(2) (略) (3) 使用水量_____を認定した場合 前各号に準じて算定する。	<u>第30条</u> 月の中途において水道の使用を開始し、又は中止、休止等したときの料金は、次のとおりとする。 (1)及び(2) (略) (3) 使用水量<u>及び用途</u>を認定した場合 前各号に準じて算定する。				
2 <u>月の中途においてメーターの口径に変更があった場合は、使用日数の多い方の料率を適用する。</u> (無届使用に対する認定)	(新設) (無届使用に対する認定)				
<u>第30条</u> (略) (臨時使用の場合の概算料金の前納)	<u>第31条</u> (略) (臨時使用の場合の概算料金の前納)				
<u>第31条</u> (略) (料金の徴収方法)	<u>第32条</u> (略) (料金の徴収方法)				
<u>第32条</u> 料金は、納入通知書により毎月徴収する。ただし、<u>第27条第2項の規定による場合は、2箇月分をまとめて徴収することができる。</u>	<u>第33条</u> 料金は、納入通知書により毎月徴収する。ただし、<u>第28条第2項の規定による場合は、2箇月分をまとめて徴収することができる。</u>				
2 (略) (加入金)	2 (略) (加入金)				
<u>第33条</u> 給水装置の新設又は改造工事(メーターの口径を増す場合に限る。以下同じ。)の申し込みをする者は、<u>次項に定める加入金を納入しなければならない。</u>	<u>第34条</u> 給水装置の新設又は改造工事(メーターの口径を増す場合に限る。以下同じ。)の申し込みをする者は、<u>次に 定める加入金を納入しなければならない。</u>				
2 加入金は、新設工事メーターの口径に応じて、<u>次に掲げる額に100分の110を乗じて得た額とする。</u>	2 加入金は、新設工事メーターの口径に応じて、<u>次の当該各号に掲げる額とする</u> _____。				
<table border="1"> <tr> <th>口径</th><th>加入金の額(円)</th></tr> <tr> <td>13mm</td><td>150,000</td></tr> </table>	口径	加入金の額(円)	13mm	150,000	(新設)
口径	加入金の額(円)				
13mm	150,000				

	<table><tr><td><u>20mm</u></td><td><u>230, 000</u></td></tr><tr><td><u>25mm</u></td><td><u>440, 000</u></td></tr><tr><td><u>30mm</u></td><td><u>840, 000</u></td></tr><tr><td><u>40mm</u></td><td><u>1, 610, 000</u></td></tr><tr><td><u>50mm</u></td><td><u>2, 820, 000</u></td></tr><tr><td><u>75mm</u></td><td><u>7, 950, 000</u></td></tr><tr><td><u>100mm</u></td><td><u>12, 260, 000</u></td></tr></table>	<u>20mm</u>	<u>230, 000</u>	<u>25mm</u>	<u>440, 000</u>	<u>30mm</u>	<u>840, 000</u>	<u>40mm</u>	<u>1, 610, 000</u>	<u>50mm</u>	<u>2, 820, 000</u>	<u>75mm</u>	<u>7, 950, 000</u>	<u>100mm</u>	<u>12, 260, 000</u>	
<u>20mm</u>	<u>230, 000</u>															
<u>25mm</u>	<u>440, 000</u>															
<u>30mm</u>	<u>840, 000</u>															
<u>40mm</u>	<u>1, 610, 000</u>															
<u>50mm</u>	<u>2, 820, 000</u>															
<u>75mm</u>	<u>7, 950, 000</u>															
<u>100mm</u>	<u>12, 260, 000</u>															
(削る)		(1) <u>次号から第5号までに定める地域を除く地域は、別表第1の加入金の額に100分の110を乗じて得た額とする。</u>														
(削る)		(2) <u>旧湯本上水道事業のうち旧西部簡易水道地域、旧田中地区簡易水道地域及び旧黒田原上水道事業のうち峯岸地区、旧東部地区簡易水道地域は、別表第2の加入金の額に100分の110を乗じて得た額とする。</u>														
(削る)		(3) <u>旧那須北部地区簡易水道拡張地域、旧黒田原上水道事業のうち旧梁瀬地区無水源簡易水道地域、旧沼野井・稲沢簡易水道事業地域及び旧大畑・蓑沢簡易水道事業地域並びに北部拡張地域のうち弥次郎、矢ノ目、成沢、木戸、水原、追田原、寄居本郷、中重、寄居大久保及び山中地区は、別表第3の加入金の額に100分の110を乗じて得た額とする。</u>														
(削る)		(4) <u>旧湯本上水道第1期拡張事業及び第2期拡張事業によって実施された給水区域は、別表第4の加入金の額に100分の110を乗じて得た額とする。</u>														
(削る)		(5) <u>その他奥那須地域の加入金の額は、管理者が別に定める。</u>														
3 改造工事 改造後のメーターの口径に対応する_____額から、改造前のメーターの口径に対応する_____額を控除した額とする。	3 改造工事 改造後のメーターの口径に対応する <u>前項各号に規定する額</u> から、改造前のメーターの口径に対応する <u>前項各号に規定する額</u> を控除した額とする。															

4～6 (略)	4～6 (略)
(工事分担金)	(工事分担金)
<u>第34条</u> (略)	<u>第35条</u> (略)
(手数料)	(手数料)
<u>第35条</u> 手数料は、次の各号の区分により、 申込者から申し込みの際、これを徴収する。 ただし、管理者が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込後に徴収することができる。	<u>第36条</u> 手数料は、次の各号の区分により、 申込者から申し込みの際、これを徴収する。 ただし、管理者が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込後に徴収することができる。
(1) 設計審査手数料(材料確認を含む。) 1件につき <u>2,000円</u>	(1) 設計審査手数料(材料確認を含む。) 1件につき <u>1,500円</u>
(2) 工事検査手数料 給水装置毎1回につき <u>2,000円</u>	(2) 工事検査手数料 給水装置毎1回につき <u>1,500円</u>
(削る)	(3) <u>休止手数料 1件につき 5,000円</u>
(3) <u>開始手数料(新設を除く) 1件につき 5,000円(第21条第1項第1号の開始の届出日現在において、町内に住所を有する者を除く。)</u>	(新設)
(4)及び(5) (略)	(4)及び(5) (略)
(6) 各種諸証明手数料 1件につき <u>300円</u>	(6) 各種諸証明手数料 1件につき <u>200円</u>
(料金、手数料等の軽減又は免除)	(料金、手数料等の軽減又は免除)
<u>第36条</u> (略)	<u>第37条</u> (略)
第5章 管理	第5章 管理
(給水装置の検査等)	(給水装置の検査等)
<u>第37条</u> (略)	<u>第38条</u> (略)
(給水装置の基準違反に対する措置)	(給水装置の基準違反に対する措置)
<u>第38条</u> (略)	<u>第39条</u> (略)
(給水の停止)	(給水の停止)
<u>第39条</u> 管理者は、次の各号の一に該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。	<u>第40条</u> 管理者は、次の各号の一に該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。
(1) 水道の利用者が、 <u>第11条</u> の工事費、	(1) 水道の利用者が、 <u>第12条</u> の工事費、

<u>第23条第2項の修繕費、第26条の料金、第33条の加入金、第34条の工事分担金、又は第35条の手数料を指定期限内に納入しないとき。</u> (2) 水道の利用者が、正当な理由がなく、<u>第27条のメーターの点検及び計量、又は第37条の検査を拒み、又は妨げたとき。</u> (3) (略) (給水装置の切離し) <u>第40条</u> (略) (給水装置操作の禁止) <u>第41条</u> (略) (過料) <u>第42条</u> 町長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。 (1) <u>第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)</u>又は撤去した者 (2) 正当な理由がなく、<u>第14条の給水装置の変更の工事施行、第19条のメーターの設置、第27条のメーターの点検及び計量、第37条の検査、又は第39条の給水の停止を拒み、又は妨げた者</u> (3) <u>第23条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者</u> (4) 及び(5) (略) (料金を免れた者に対する過料) <u>第43条</u> 町長は、詐欺その他の不正行為によって<u>第26条の料金又は第35条の手数料の徴収を免れた者</u>に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する	<u>第24条第2項の修繕費、第27条の料金、第34条の加入金、第35条の工事分担金、又は第36条の手数料を指定期限内に納入しないとき。</u> (2) 水道の利用者が、正当な理由がなく、<u>第28条のメーターの点検及び計量、又は第38条の検査を拒み、又は妨げたとき。</u> (3) (略) (給水装置の切離し) <u>第41条</u> (略) (給水装置操作の禁止) <u>第42条</u> (略) (過料) <u>第43条</u> 町長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。 (1) <u>第6条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)</u>又は撤去した者 (2) 正当な理由がなく、<u>第15条の給水装置の変更の工事施行、第20条のメーターの設置、第28条のメーターの点検及び計量、第38条の検査、又は第40条の給水の停止を拒み、又は妨げた者</u> (3) <u>第24条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者</u> (4) 及び(5) (略) (料金を免れた者に対する過料) <u>第44条</u> 町長は、詐欺その他の不正行為によって<u>第27条の料金又は第36条の手数料の徴収を免れた者</u>に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する
---	---

金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。 第6章 貯水槽水道 (管理者の責務) 第44条 (略) (設置者の責務) 第45条 (略) 第7章 補則 (委任) 第46条 (略) 附 則 1～5 (略) (削る) (削る) (削る)	金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。 第6章 貯水槽水道 (管理者の責務) 第44条の2 (略) (設置者の責務) 第44条の3 (略) 第7章 補則 (委任) 第45条 (略) 附 則 1～5 (略) 別表第1(第34条第2項第1号関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>メーターの口径</th><th>加入金の額(円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>13ミリメートル</td><td>157,400</td></tr> <tr><td>20ミリメートル</td><td>203,700</td></tr> <tr><td>25ミリメートル</td><td>407,400</td></tr> <tr><td>30ミリメートル</td><td>712,900</td></tr> <tr><td>40ミリメートル</td><td>1,222,200</td></tr> <tr><td>50ミリメートル</td><td>2,037,000</td></tr> <tr><td>75ミリメートル以上</td><td>管理者が定める額</td></tr> </tbody> </table> 別表第2(第34条第2項第2号関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>メーターの口径</th><th>加入金の額(円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>13ミリメートル</td><td>203,700</td></tr> <tr><td>20ミリメートル</td><td>222,200</td></tr> <tr><td>25ミリメートル</td><td>444,400</td></tr> <tr><td>30ミリメートル</td><td>777,700</td></tr> <tr><td>40ミリメートル</td><td>1,342,500</td></tr> <tr><td>50ミリメートル</td><td>2,240,700</td></tr> <tr><td>75ミリメートル以上</td><td>管理者が定める額</td></tr> </tbody> </table> 別表第3(第34条第2項第3号関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>メーターの口径</th><th>加入金の額(円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>20ミリメートル以下</td><td>222,200</td></tr> <tr><td>25ミリメートル</td><td>444,400</td></tr> </tbody> </table>	メーターの口径	加入金の額(円)	13ミリメートル	157,400	20ミリメートル	203,700	25ミリメートル	407,400	30ミリメートル	712,900	40ミリメートル	1,222,200	50ミリメートル	2,037,000	75ミリメートル以上	管理者が定める額	メーターの口径	加入金の額(円)	13ミリメートル	203,700	20ミリメートル	222,200	25ミリメートル	444,400	30ミリメートル	777,700	40ミリメートル	1,342,500	50ミリメートル	2,240,700	75ミリメートル以上	管理者が定める額	メーターの口径	加入金の額(円)	20ミリメートル以下	222,200	25ミリメートル	444,400
メーターの口径	加入金の額(円)																																						
13ミリメートル	157,400																																						
20ミリメートル	203,700																																						
25ミリメートル	407,400																																						
30ミリメートル	712,900																																						
40ミリメートル	1,222,200																																						
50ミリメートル	2,037,000																																						
75ミリメートル以上	管理者が定める額																																						
メーターの口径	加入金の額(円)																																						
13ミリメートル	203,700																																						
20ミリメートル	222,200																																						
25ミリメートル	444,400																																						
30ミリメートル	777,700																																						
40ミリメートル	1,342,500																																						
50ミリメートル	2,240,700																																						
75ミリメートル以上	管理者が定める額																																						
メーターの口径	加入金の額(円)																																						
20ミリメートル以下	222,200																																						
25ミリメートル	444,400																																						

(削る)	30ミリメートル	777,700
	40ミリメートル	1,342,500
	50ミリメートル	2,240,700
	75ミリメートル以上	管理者が定める額
	別表第4(第34条第2項第4号関係)	
	メーターの口径	加入金の額(円)
	13ミリメートル	277,700
	20ミリメートル	370,300
	25ミリメートル	555,500
	30ミリメートル	1,388,800
	40ミリメートル	2,777,700
	50ミリメートル以上	管理者が定める額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の第26条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る水道料金について適用し、施行日前の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前からの継続した使用に係る水道料金であって、施行日以後最初の使用水量に係るメーターの点検により算定されたものについては、なお従前の例による。

(経過措置)

- 4 この条例による改正後の第26条の規定にかかわらず、施行日から令和11年4月1日以後最初のメーター点検までの間に計量される使用水量のうち2,500 m^3 までの超過料金については、1 m^3 につき190円とする。

議案第 1 1 号

那須町下水道条例の一部を改正する条例について

那須町下水道条例(昭和 5 8 年条例第 1 4 号)の一部を次のように改正するものとする。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

那須町長 平 山 幸 宏

那須町下水道条例の一部を改正する条例

那須町下水道条例(昭和58年条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
那須町下水道条例 昭和58年9月24日 条例第14号					那須町下水道条例 昭和58年9月24日 条例第14号				
第1条～第16条（略） （使用料）					第1条～第16条（略） （使用料）				
第17条（略）					第17条（略）				
2 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表により定めた額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。					2 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表により定めた額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。				
区分	基本料金(1箇月につき)		超過料金		区分	基本料金(1箇月につき)		超過料金	
	汚水量	料金	(1立方メートルにつき)			汚水量	料金	(1立方メートルにつき)	
一般用	10立方メートル	1,400円	11立方メートル以上500立方メートル以下	110円	一般用	10立方メートル	1,200円	11立方メートル以上500立方メートル以下	110円
			501立方メートル以上	100円				501立方メートル以上2,000立方メートル以下	90円
								2,001立方メートル以上	80円
臨時用	1立方メートルにつき			500円	臨時用	1立方メートルにつき			500円
第17条の2～第38条（略） 附 則 （略）					第17条の2～第38条（略） 附 則 （略）				

別表第1(第30条関係)		別表第1(第30条関係)	
種別	料金	種別	料金
排水設備計画確認 手数料	1件につき <u>2,000円</u>	排水設備計画確認 手数料	1件につき <u>1,000円</u>
排水設備検査手数料	1件につき <u>2,000円</u>	排水設備検査手数料	1件につき <u>1,000円</u>
別表第2 (略)		別表第2 (略)	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の第17条第2項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る下水道使用料について適用し、施行日前の使用に係る下水道使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前からの継続した使用に係る下水道使用料であって、施行日以後最初の使用水量に係るメーターの点検により算定されたものについては、なお従前の例による。

議案第 1 2 号

町有財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 8 年条例第 2 5 号）第 3 条の規定により、次のとおり町有財産を取得するため、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

那須町長 平 山 幸 宏

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 取 得 財 産 | 凍結防止剤散布車（3 t 級） |
| 2 | 数 量 | 1 台 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 指名競争入札 |
| 4 | 取 得 金 額 | 2 6 , 3 8 5 , 7 0 0 円 |
| 5 | 取得の相手方 | 宇都宮市上大曾町 3 4 8 番地 1
昭和車輛株式会社
代表取締役 坂本 功樹 |

議案第 1 3 号

町有財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 8 年条例第 2 5 号）第 3 条の規定により、次のとおり町有財産を取得するため、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

那須町長 平 山 幸 宏

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 取 得 財 産 | (1) タブレット端末
(2) キーボード一体型カバー及びタッチペン等 |
| 2 | 数 量 | 8 7 9 台 |
| 3 | 取 得 金 額 | (1) 7 1 , 0 1 8 , 8 0 5 円
(2) 1 8 , 4 2 0 , 8 2 0 円 |
| 4 | 取得の相手方 | (1) 栃木県宇都宮市平出工業団地 4 6 - 3
N T T ドコモ平出第一ビル
株式会社 N T T ドコモ栃木支店
支店長 谷奥 博史
(2) 東京都港区芝浦 3 丁目 4 番 1 号
グランパークタワー 2 1 F
N T T ドコモビジネス株式会社 |

執行役員首都圏信越支社
支社長 今津 二郎

議案第 1 4 号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 8 年条例第 2 5 号）第 2 条の規定により、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

那須町長 平 山 幸 宏

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 工 事 場 所 | 那須町大字高久甲大同地内 |
| 2 | 工 事 名 | 道整備交付金事業
広域農道りんどうライン舗装修繕工事その 1 2 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 条件付一般競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 6 4 , 8 8 9 , 0 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 栃木県那須郡那須町大字寺子丙 1
株式会社 高久組
代表取締役 高久美穂 |

議案第 15 号

工事請負契約の変更について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和38年条例第25号）第2条の規定により、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決を求める。

令和8年8月31日提出

那須町長 平 山 幸 宏

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 工 事 場 所 | 那須町大字大島大谷地内 |
| 2 | 工 事 名 | R 7 除去土壌等集約地分別ヤード新築工事 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 事後審査型条件付一般競争入札 |
| 4 | 変更契約金額 | 7 2 , 0 0 6 , 0 0 0 円
(増額 6 , 8 4 2 , 0 0 0 円) |
| 5 | 契約の相手方 | 栃木県那須郡那須町大字湯本 2 0 4 番地
株式会社 本田工務店
代表取締役 本田 圭佑 |